

入 札 説 明 書

宮崎県が行う物品の借入等に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、令和 7 年 5 月 26 日の公告及びこの入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、10(1)に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 7 年 5 月 26 日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

パーソナルコンピュータ（一般業務用端末及びインターネット専用端末）1,550 台

(2) 契約期間 令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日まで

(3) 納入期限 令和 7 年 10 月 31 日

(4) 納入場所 別添仕様書のとおり

3 借入物品の仕様及び数量等

別添仕様書のとおり

4 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 の 3 の規定による契約であり、県は、2 (2) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

ウ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同上第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合

(2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

5 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和 7 年宮崎県告示第 62 号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 仕様を満たした機能を有する物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

なお、当該第三者として貸付けを行う者は、自ら入札に参加することはできない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類（別紙様式1）を次により提出し、事前に審査を受けること。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当

郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁本館3階）

電話番号 0985（26）7045

e-mail: digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp

イ 提出期限 令和7年6月12日午後5時（送付にあつては、同日午後5時必着）

ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。

6 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

5 (1) アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当

郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁1号館1階）

電話番号 0985（26）7208

- (2) 申請書類の受付期間 令和7年5月26日から令和7年6月3日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

7 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当

- (2) 期間 令和7年5月26日から令和7年6月26日まで

（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

8 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当

- (2) 交付期間 令和7年5月26日から令和7年6月26日まで

（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

9 入札に関する質問

- (1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 令和7年6月20日午後5時（送付にあつては、同日午後5時必着）

イ 提出先 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当

ウ 提出方法 入札質問書（別紙様式2）を、持参のほか、郵送及び電子メール

(アドレス digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp) による提出を可とする。ただし、電話による質問は認めない。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 県庁ホームページに掲載する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び(1)ウ以外の方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当

(2) 提出期限 令和7年6月26日午後5時(送付にあつては、同日午後5時必着)

(3) 提出方法 入札書(別紙様式3)を、持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)により提出すること。

ア 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び『6月27日開封「パーソナルコンピュータ」の入札書在中』と朱書きしなければならない。

なお、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮に『6月27日開封「パーソナルコンピュータ」の入札書在中』と朱書きしなければならない。

イ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

ウ 入札書を送付する場合は、アの封筒を更に封筒に入れ書留郵便又はそれと同等の手段にて提出しなければならない。

なお、送付における入札書の提出についても(2)の提出期限とする。

エ 代理人が入札を行う場合は、別紙様式4による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。)をしておかなければならない。

(4) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し又は取り消す。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁本館3階総合政策部会議室 宮崎市橘通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和7年6月27日午前10時

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約(入札金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（過去 2 箇年度の実績に関しては本件入札の落札者に提出を求める。）。

13 入札の効力

次の入札は無効とする。

なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札には、原則として競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。競争入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (4) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。ただし、入札については 2 回までとする。この場合において、競争入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時にこれを行う。

15 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 電話番号 0985 (26) 7045

16 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

17 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。